

外貨普通預金規定

- (反社会的勢力との取引拒絶)
この預金口座は、第15条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (通帳)
この預金については通帳を発行いたしません。なお、お取引の明細として「外貨普通預金取引明細表」を発行いたします。
- (預け入れ)
 - この預金の預け入れを他の通貨を対価として行う場合、当行所定の外国為替相場により換算します。
 - 外国為替市場が閉鎖されているときは、当行の営業日であってもこの預金への預け入れはできません。
 - この預金の口座開設及び新たな預け入れはお取扱いきません。
 - この預金の取扱いは、2025年1月31日をもって終了とします。
- (最低預け入れ額)
この預金への預け入れは、各補助通貨単位以上です。
- (証券類の受入れ)
 - この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(外貨建を含む。)を受入れます。
 - 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
 - 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものについては、その手続きを済ませてください。
 - 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
 - 証券類の取立のためとくに費用を要する場合は、当行所定の手料をいただきます。
- (振込金の受入れ)
 - この預金口座には、為替による振込金(外国からの送金による振込金を含む。)を受入れます。
 - この預金口座への振込について、振込通知または支払指図の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。
- (受入証券類の決済・不渡り)
 - 証券類を受け入れた場合には、当店で取立て、決済確認後に当行で外貨普通預金元帳へ入金記帳したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
 - 受入れた証券類が不渡り、または支払拒絶された場合は、預け入れを取消し、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、証券類は当店で返却します。
 - 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。
- (預金の払戻し)
 - この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または署名して提出してください。
 - 同日に数件の払戻しをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれかを払戻すかは当行の任意とします。
 - この預金の払戻しを他の通貨を対価として行う場合、当行所定の外国為替相場により換算します。
 - 外国為替市場が閉鎖されているときは、当行の営業日であってもこの預金の払戻しはできません。
- (利息)
 - この預金の利息は、毎日の最終残高の1通貨単位(米ドルの場合は1米ドル)以上について、適用利率によって計算のうえ、毎年2回所定の日にこの預金に組入れます。なお、適用利率は外国為替市場の動向、金融情勢に応じて変更します。
 - この預金の付利単位は、この預け入れ通貨の1通貨単位(米ドルの場合は1米ドル)とします。
- (外国為替相場、手数料)
 - この預金の預入れ、または支払いを他の通貨を対価として行う場合は、当行所定の相場により換算します。
 - この預金の預入れ、または支払いについて当行所定の手料をいただくことがあります。
- (届出事項の変更等)
 - 押印済みまたは署名済みの払戻請求書、印章などを失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったとき、および預金口座の開設等の際に当行が確認した事項(日本国居住者であること、米国納税非対象者であること、法令に基づく確認事項である(①本人特定事項、②取引を行う目的、③職業または事業の内容、④実質的支配者に関する本人特定事項、⑤資産および収入の状況を含むがこれらに限られない。)等)に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - 印章を失った場合のこの預金の払戻し、または解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (成年後見人等の届出)
 - 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届けてください。
 - 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届けてください。
 - すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当行に届けてください。
 - 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届けてください。
 - 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (印鑑照合等)
払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたらうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (譲渡、質入れ等の禁止)
 - この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
 - 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
- (解約等)
 - この預金口座を解約する場合には、当行に申出てください。
 - 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができますものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - この預金の預金者が前条第1項に違反した場合
 - この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - 当行が第11条第1項により預金者に確認した事項について偽り、またはその疑いがあるとき、および届出事項に変更があったにもかかわらず、変更の届出がなされていないとき
 - 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害を支払っていただきます。
 - 預金者が当行に提出した表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - その他AからDまでに準ずる行為
 - この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止することができるものとします。
 - 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
 - 2025年1月31日までに解約されない口座については、当行からの通知を要することなく、2025年1月31日に、2025年1月31日の当行所定の外国為替相場により自動解約をします。
 - 本条第6項により当行でこの預金口座を自動解約した場合、原則としてお客さまの円普通預金口座へ2025年1月31日付で元本と利息を支払います。但し、お客さまが円普通預金口座を未保有等の理由により、円普通預金口座へ支払わない取扱いがやむを得ないと当行が合理的に判断した場合は、別段預金へ支払い、円普通預金口座と同様に円普通預金利息を付利します。
 - 第6項および第7項の規定により、預金者に損害が生じた場合にも、当行は責任を負いません。
 - (通知等)
届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
 - (保険事故発生時における預金者からの相殺)
 - この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
 - 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
 - (準拠法令、合意管轄)
 - この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
 - この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

株式会社 大東銀行

2024.3.8改

外貨定期預金規定

- (反社会的勢力との取引拒絶)
この預金口座は、第9条第3項⑥号～⑧号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第3項⑥号～⑧号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (預金の支払時期)
この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。
ただし、自動継続外貨定期預金の場合は、第3条により取扱います。
- (自動継続)
 - 自動継続外貨定期預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。この場合、満期応当日が銀行休業日の場合は、前営業日を満期日とします。継続された預金についても同様とします。
 - 自動継続外貨定期預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
 - 2025年1月31日取引終了時点で、この預金は、2025年1月31日の当行所定の外国為替相場により解約し、原則としてお客様の円普通預金口座等へ2025年1月31日付で元本と利息を支払います。
- (預け入れ、払戻し)
 - この預金の預け入れ、または払戻しを他の通貨を対価として行う場合は、当行所定の外国為替相場により換算します。
 - 外国為替市場が閉鎖されているときは、当行の営業日であってもこの預金への預け入れ、または払戻しはできません。
 - この預金への新たな預け入れは取扱いません。
 - この預金の取扱いは、2025年1月31日をもって終了とします。
- (最低預け入れ額)
この預金への預け入れは、1通貨単位以上です。
- (証券類の受入れ)
 - 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
 - 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに当店で返却します。
- (利息)
 - この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。満期日以後の利息は、満期日から解約日、または書替継続日の前日までの期間について、当行所定の利率によって計算します。
 - 自動継続外貨定期預金の利息は、満期日に元金に組入れて継続します。
 - 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - この預金の付利単位は1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。
- (外国為替相場、手数料)
 - この預金の預入れ、または支払いを他の通貨を対価として行う場合は、当行所定の相場により換算します。
 - この預金の預入れ、または支払いについて当行所定の手数料をいただくことがあります。
 - 2025年1月31日取引終了時点で、この預金は、2025年1月31日の当行所定の外国為替相場により取扱います。
- (取引制限)
 - 当行は、住居、本店または主たる事務所の所在地、職業、事業の内容、国籍、居住地国、在留資格、在留期間、取引の目的等の預金者に関する情報、および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報(以下、「預金者情報等」といいます。)に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。
 - 預金者から正当な理由がなく、指定した期限までに預金者情報等に関する各種確認への回答や資料が提出しただけでない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
 - 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
 - 前3項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。
- (預金の解約、書替継続)
 - この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して当行に提出してください。
 - 書替継続の場合、書替継続後の定期預金は書替日における当行所定の利率を適用します。
 - 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害を支払っていただきます。
 - この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - この預金の預金者が第13条第1項に違反した場合
 - 当行が法令で定める取引時確認を行うにあたり確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等に関する各種確認や提出された資料について、偽りがあると明らかになった場合
 - この預金マネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - 前条第2項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上解消されない場合
 - 預金者が当行に提出した表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - その他AからDまでに準ずる行為
 - 2025年1月31日をもって、この預金を廃止します。廃止に伴い、2025年1月31日取引終了時点のこの預金は、第3条第3項に定める取扱いの通りとします。
- (届出事項の変更等)
 - 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったとき、米国税非対象者であること、法令に基づく確認事項である(①本人特定事項、②取引を行う目的、③職業または事業の内容、④実質的支配者に関する本人特定事項、⑤資産および収入の状況を含むがこれらに限られない。)等)に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - 証書または印章を失った場合のこの預金の元金支払い、または証書の再発行は、当行所定の手続きをした後で行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
 - 証書を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (成年後見人等の届出)
 - 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届けてください。
 - 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届けてください。
 - すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされた場合にも、前2項と同様に当行に届けてください。
 - 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届けてください。
 - 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (印鑑照合等)
証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたう場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (譲渡、質入れ等の禁止)
 - この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
 - 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
- (保険事故発生時における預金者からの相談)
 - この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者との当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができますものとします。
 - 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - 預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行が負担するものとします。
 - 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- (準拠法令、合意管轄)
 - この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
 - この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
- (規定の改定)
 - この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - 前項の改定は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

株式会社 大東銀行

(外35) 2024.3.8改